

## 脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付要綱

### (通則)

**第1条** 脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

**第2条** この要綱は、中小企業者等が取り組む再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入等を支援することで、二酸化炭素排出量の削減と BCP 対策の強化を実現するとともに、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業主。なお、みなし法人を含むその他の私法人等についても、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同数又はそれ以下の場合は当該企業者とみなす。

(2) 太陽光発電設備及び蓄電池の設置事業者

中小企業者（個人事業主を含む）の敷地内に自らの費用により再生可能エネルギー設備を設置し、所有・維持管理をした上で、当該設備から発電された電気を中小企業者及び個人事業主に供給する事業者や、中小企業者及び個人事業主に対して再生可能エネルギー設備をリースする事業者。

### (補助対象事業)

**第4条** この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表 1 に掲げるとおりとする。

### (補助基準)

**第5条** この要綱に基づき補助を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）及び、補助対象期間、補助対象経費、補助金額、補助率、補助限度額等に関する諸事項については、別表 2 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で交付する。

### (補助金交付申請)

**第6条** 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）に別表 3 に掲げる

書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、令和4年度に尼崎市の脱炭素化アドバイザー派遣事業に基づく省エネ最適化診断を受診し、且つ同年度中に設備導入等が完了していない中小企業者等については、令和5年4月1日以降の設備導入等に限り補助対象者として取り扱うものとする。
- 3 補助対象者は、交付申請に当たっては、宣誓・同意書を提出しなければならない。なお、当該書類の提出があった場合は、同書に記載の事項に宣誓・同意したものとする。
- 4 過去に同補助金の交付を受けた者は、別表1に掲げる同一事業において再度の申請はできないものとする。

(補助金の交付決定等)

**第7条** 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を行ったものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の不交付決定を行い、補助金不交付決定通知書(第3号様式。以下「不交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

- (1) 第4条に掲げる補助対象事業及び同5条に掲げる補助基準の規定に該当しないとき。
- (2) 事業内容が公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (4) その他市長が補助することが適当でないとき。

(補助金交付申請の変更)

**第8条** 交付決定通知を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、当該交付決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更(廃止を含む。以下次項において同じ。)しようとするときは、あらかじめ、脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付変更申請書(第4号様式。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費のうち、当初計画の各経費区分において10%以内の額を増額するもの
- (2) 補助対象経費を減額するもの
- (3) 経費の目的を実質的に変更するものでないもの
- (4) 補助目的及び事業内容に影響しない程度の事業計画の細部に関するもの

2 市長は、前項の規定により、補助決定者が変更申請書を提出したときは、その内容を審査し、妥当と認められるときは、脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付変更決定通知書(第5号様式。以下「変更決定通知書」という。)により、通知するものとする。

(実績報告及び請求)

**第9条** 第7条の規定により交付決定通知を受けた補助決定者は、別表2に定める補助対象期間の期日までに補助対象事業を完了させ、脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金実績報告書兼請求書(第6号様式。以下「実績報告書兼請求書」)に別表3に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第10条** 市長は、前条に規定する実績報告書兼請求書を受領したときには、その内容を審査し、妥当と認められるときは、次の各号に規定する補助額を交付するものとする。ただし、他の補助施策併用時においては、収支決算書に記載の補助対象経費の合計額から併用する他の補助施策により得られた金額を控除したものを補助対象経費の合計額とする。

- (1) 実績報告書兼請求書の額が、第8条第1項第1号に規定する軽微な変更により、交付決定通知書の額を上回る場合は、当該実績報告書兼請求書にて請求のあった額。
- (2) 実績報告書兼請求書の額が、交付決定通知書の額と同額または前号に因らず上回る場合は、当該交付決定通知書に記載の額。
- (3) 実績報告書兼請求書の額が、交付決定通知書の額を下回る場合は、当該実績報告書兼請求書の額。

(補助金交付の決定の取消等)

**第11条** 市長は、補助決定者が、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の使途に不正があったとき。
- (4) 補助事業の内容変更により補助金の交付額を変更したとき(第8条第1項に規定する場合を除く。)
- (5) 補助事業を中止したとき。
- (6) 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第2項から第4項のいずれかに該当するとき
- (7) 暴力団等の利益になるとき。
- (8) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に相当する補助金をすでに交付しているときは、当該補助金の返還を求めることができる。

(関係書類の整備等)

**第12条** 補助決定者は、当該補助事業に係る書類のほか、補助金についての経理を明らか

にする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 市長は、当該補助事業の実施による事業効果等を確認するため、補助事業完了後も補助決定者に対し必要な指示を行い、または報告を求めることができる。

(報告書の提出)

**第13条** 補助決定者は、補助対象事業を実施した事業所において、当該事業を実施した年度及びその前後年度、合わせて3ヵ年度分のエネルギー使用状況について、年度ごとに集計し、エネルギー使用状況報告書(第7号様式)にて、すべての集計が完了した年度の翌4月末までに市長に報告しなければならない。

(財産の管理等)

**第14条** 補助決定者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助決定者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 3 市長は、補助決定者が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内において、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

(専属的合意管轄裁判所)

**第15条** 本要綱に関する一切の争訟は神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年6月8日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年1月30日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年5月29日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年 6月13日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年12月22日から実施する。

(経過措置)

既に、従前要綱の適用を受けていたものについても、本要綱の規定に準ずる。

別表1 補助対象事業（第4条関係）

事業名	事業内容
① 再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備の導入等	中小企業者又は再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備の設置事業者等が実施する再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備の導入及び設置
② 省エネルギー設備の導入等	<p>次の(ア)～(ウ)のいずれかの省エネ診断を受診した中小企業者等が実施する空調設備や照明設備等省エネルギー設備の新設及び更新等</p> <p>(ア) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断</p> <p>(イ) エネルギーの地産地消促進事業連携協定締結事業者が実施する、エネルギーの地産地消事業に係る省エネ診断</p> <p>(ウ) 市長が別に定める事業者等が実施する簡易省エネ診断</p>

別表2 補助基準（第5条関係）

補助対象者	① 再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備または省エネルギー設備導入等事業者	<p>次の各号のいずれにも該当している中小企業者等。</p> <p>(1) 市内に事業所を有すること。</p> <p>(2) (1)に規定する事業所に設備を導入すること。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。</p> <p>(4) 宗教・政治団体等でないこと。</p> <p>(5) 納付すべき市税を滞納していないこと。</p>
	② 再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備設置等事業者	<p>次の各号のいずれにも該当している太陽光発電設備及び蓄電池の設置事業者。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する中小企業者等に対して再生可能エネルギー設備及び蓄電池設備を設置もしくはリースする事業者であること。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。</p> <p>(3) 宗教・政治団体等でないこと。</p> <p>(4) 納付すべき市税を滞納していないこと。(尼崎市外に立地する事業者の場合は、当該立地先自治体の市税)</p>

補助対象期間	交付申請のあった日の属する年度に事業着手し、当該年度に事業完了を行うものとする。なお、事業完了とは、設備の導入及びそれに係る一切の経費支払い並びに実績報告書兼請求書の提出がなされていることをいう。ただし、令和5年度については令和5年6月1日から令和6年2月29日までの期間とする。
補助対象経費	<p>① 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、波力、バイオマス、地熱、地中熱、太陽熱、雪氷熱、空気熱、潮汐、潮流等）設備及び蓄電池設備の導入等費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再選可能エネルギー設備及び蓄電池設備の設置事業者が行うオンサイト PPA モデル又はリース等による設備導入経費</li> <li>・中小企業者等の自己所有による設備導入経費</li> <li>・その他市長が認める経費</li> </ul> <p>② 省エネルギー設備 別表1-②に掲げるア～ウのいずれかの省エネ診断の結果に基づいた設備の導入等費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備及び照明設備等の新設及び更新等経費</li> <li>・その他市長が認める経費</li> </ul>
補助金額及び補助率	<p>① 再生可能エネルギー設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー設備：25 千円/kW（定額）</li> <li>・蓄電池設備：50 千円/kWh（定額）</li> </ul> <p>② 省エネルギー設備 補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）</p>
補助限度額	<p>① 再生可能エネルギー設備 2,000 千円</p> <p>② 省エネルギー設備 1,000 千円</p>
その他	別表1に掲げる①及び②の各事業は、上記補助対象期間において当該補助制度を併用することも可能。

※補助対象経費には、消費税額及び地方消費税額は含まない。

別表3 交付申請・実績報告手続きに必要な添付書類（第6条及び第9条関係）

交付申請書	実績報告書兼請求書
<p>① 事業計画書（第1号様式の2）</p> <p>② 収支予算書（第1号様式の3）</p> <p>③ 設置する設備等の明細書及び取得（予定）価格を明らかにする書類（見積書等）</p> <p>④ 設置する設備等の製品カタログ等</p> <p>⑤ 設備等設置場所の現況写真</p> <p>⑥ 省エネ最適化診断報告書または簡易省エネ診断報告書もしくはエネルギーの地産地消事業に係る省エネ診断報告書の写し（対象事業が再生可能エネルギー設備を導入等する場合を除く）</p> <p>⑦ 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合。申請日前6ヶ月以内に発行されたもの）または代表者本人確認書類の写し（個人の場合。運転免許証、マイナンバーカードなど有効期限内のもの）</p> <p>⑧ サービス料金の低減等により、中小企業者等に還元されていることが確認できる見積書等の写し（太陽光発電設備及び蓄電池の設置事業者が補助対象者の場合のみ）</p> <p>⑨ その他市長が必要と認める書類</p>	<p>① 事業実績書（第6号様式の2）</p> <p>② 収支決算書（第6号様式の3）</p> <p>③ 領収書など、補助対象経費の支払いが完了したことを確認できる書類の写し</p> <p>④ 設備等設置後の現況写真</p> <p>⑤ サービス料金の低減等により、中小企業者等に還元されていることが確認できる契約書等の写し（太陽光発電設備及び蓄電池の設置事業者が補助対象者の場合のみ）</p> <p>⑥ 本制度以外の補助金を併用（国庫補助事業を除く）している場合は補助金額等の確認できる書類</p> <p>⑦ 補助金振込先口座情報（金融機関名・母支店名・口座種別・口座番号・口座名義・カナ）の確認できる書類</p> <p>⑧ その他市長が必要と認める書類</p>